

育児休業延長許容届

本届出は入園申込み時点で

「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる方」用の書類です。

本届出に記入の上、保育所等利用申込書と同時に提出してください。

本届出を提出した児童については、**入園可能性を著しく下げたうえで、保育園利用調整を行います。**

本届出を提出すると、保育園入園の可能性が著しく低くなります。

育児休業の延長も許容できる児童についてご記入ください。（注1）

該当の申請年月	令和 年 月 入園分	該当の申請年月	令和 年 月 入園分
児童氏名 ①	フリガナ	児童氏名 ②	フリガナ
生 年 月 日	平成 令和 年 月 日生	生 年 月 日	平成 令和 年 月 日生
第 1 希 望 園		第 1 希 望 園	
ク ラ ス 年 齢	歳児クラス	ク ラ ス 年 齢	歳児クラス

（注1）兄弟同時に申し込みする場合は、**入所の可能性が著しく低くなってもよい児童の名前のみ記載**ください。

入園希望の児童の名前を本届出に記載すると、入所の可能性が著しく低くなりますので、**ご注意ください。**

< 確認事項 >

- ◆保護者が育児休業中の場合のみ、本届出を提出できます。
- ◆本届出を提出する場合の必要書類については保育支援課保育サービス係にお問い合わせください。
- ◆本届出を提出すると、入所の可能性が著しく低くなります。
- ◆本届出を提出した場合であっても、必ず待機となることを約束するものではなく、入園を希望した保育所等に空きがあれば内定となることがあります。
- ◆利用調整の結果、待機となった場合は、「利用調整結果通知書（待機）」を利用調整結果発表と同時にご自宅に郵送します。
- ◆「利用調整結果通知書（待機）」は通常、申込月初月のみ発行していますが、「利用調整会議結果通知書発行申請書」をご提出いただくことで、同年度の申込月以降の特定月についての「利用調整結果通知書（待機）」を発行することが可能です。詳しくは、区ホームページをご確認ください。
- ◆本届出を提出し、待機となった場合、育児休業を延長した「就労証明書（区様式）」の再提出は必要ありません。
- ◆本届出を提出後に、通常の選考に切り替えたい場合は、保育支援課保育サービス係までお問い合わせください。
- ◆保育所等利用申込書の利用希望園欄に、児童の対象年齢クラスを実施していない施設を記載した場合、対象外の施設は削除します。
（例：0歳児クラスの児童が0歳児未実施園を希望した場合、その園は削除し下位の園を繰り上げます。）
- ◆本届出を提出し待機となった場合は、保育の必要性の認定の対象外となります。
（認可保育園等の再申込みや保育の必要性の認定のみを受けるための申込みを妨げるものではありません。）

上記内容を、すべて承諾した上で提出します。

記入日 令和 年 月 日

署 名